

早期課題5

「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正

1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、政策立案機関としての機能強化の一環として、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」について、議会が関係人、参考人等の出頭を求めたときの日当等の額を見直し、専門的知見のより一層の活用を図る。

2 検討結果

- (1) 現行の条例は、区議会のほか、選挙管理委員会、監査委員が関係人の出頭を求めたときにも適用されるため、区議会単独で運用できるよう、区議会に係る規定を独立させる。
- (2) 23区中、費用弁償の種類が「日当」のみとなっているのは、本区のみである。他区と同様、具体的種類として、日当に加え、鉄道賃、宿泊料などについても明確に定める必要がある。
- (3) 日当等のほかに、謝礼等を加えることとし、基準額は日当等については副区長並みとし、謝礼等については「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて定める。

【主な意見】

- ・ 「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」と同程度の謝礼金等に加えて、「国家公務員の旅費に関する法律」で定める副区長並みの日当、宿泊料、食卓料などの基準に合わせた、議会単独の新設条例をつくるべきである。
- ・ 謝礼金の基準額が2万円程度というのは、一般的に民間としては少し低い金額なので、そこは配慮しつつも、やはり墨田区議会の権威として呼ぶからには実りある議論をするように議員も努力していく必要がある。

(参考) 実施状況

「墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例（別紙）を、平成28年第3回定例会に議員提出議案として提出し、可決された。

(別紙)

議員提出議案第7号

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月29日

墨田区議会議長

坂下 修 様

提出者	墨田区議会議員	沖山 仁
	同	中沢 えみり
	同	佐藤 篤
	同	松本 ひさし
	同	加納 進
	同	高橋 正利
	同	高柳 東彦
	同	田中 哲
	同	あべ きみこ

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例

(通則)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基づき、次の各号のいずれかに掲げる理由により出頭し、又は参加した者に対する費用弁償等は、この条例の定めるところによる。

- (1) 議会が、調査のため選挙人その他関係人の出頭を求めたとき。
- (2) 議会が、会議において、公聴会を開くため利害関係を有する者若しくは学識経験を有する者等の参加を求め、又は調査若しくは審査のため参考人の出頭を求めたとき。

(費用弁償)

第2条 前条の規定により出頭し、又は参加した者に対しては、費用弁償として旅費を支給する。ただし、区に勤務する職員で、その者の職務に関して出頭し、又は参加したものには、支給しない。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

（謝礼金）

第3条 第1条の規定により出頭し、又は参加した者に対しては、前条に定めるもののほか、謝礼金を支給することができる。

2 前項の謝礼金の額及び支給方法は、議長が別に定める。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会活動の活性化を図るため、政策立案機関としての機能を強化する一環として、議会が出頭を求めた関係人、参考人等に対する費用弁償等について、議会単独で運用できるよう、議会に係る規定を独立させた条例を制定する必要がある。